

犯罪被害にあうと…

●心身の不調

何も考えられない、眠れない…など

●生活上の問題

仕事や学校に行かれない
周囲の理解が得られない…など

●手続きなどについての不安

必要な手続きがわからない…など



犯罪被害にあわれた方やそのご家族は、被害後に生じる心身の不調や経済的負担、周囲の無理解による言動など、二次的な被害にも苦しめられています。

周りのひとができること

励ましのつもりという言葉が被害者の方を傷つけてしまうことも…

- × 「がんばって!」「しっかりして!」
- × 「早く忘れましょう」
- × 「これくらいの被害でよかったね」
- × 「あなたにも悪いところがあったのでは?」
- × 「もっとつらい人がたくさんいる」

ちょっとした気遣いが支えとなります

まずは被害者の立場を思いやり、耳を傾け寄り添うことが支えになります。

- 被害者の声に耳を傾ける
- 被害者の気持ちを思いやり、共感する
- 共感できたら、そのことを伝える



横須賀市以外の 相談・関係窓口

かながわ犯罪被害者
サポートステーション

045-311-4727

月曜日～土曜日(年末年始、休日を除く)
午前9時～午後5時

かながわ性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター
「かならいん」

045-322-7379

365日 24時間

男性及びLGBTs被害者のための
相談専門ダイヤル

045-548-5666

毎週火曜日(祝日、年末年始は除く)
午後4時～午後8時

犯罪被害にあわれた方へ 支援のご案内

ひとりで悩まずに
まずはご相談ください

- 誰に相談してよいか分からない
- どのような支援を受けられるのか
- 不安な気持ちがとれない
など……

相談無料

横須賀市
犯罪被害者等相談専用ダイヤル

(なやまない)

046-822-7807

E-mail ls-ps@city.yokosuka.kanagawa.jp

【受付時間】月～金 8:30～17:00
(祝日・年末年始を除く)

横須賀市民生局地域支援部地域安全課



横須賀市の支援

見舞金の支給

犯罪被害にあわれた方に、見舞金を支給します。

遺族	300,000 円
重傷病	100,000 円
性犯罪被害	50,000 円

家事・介護支援

日常生活の回復と安定のために、家事・介護サービスを利用した際の費用の一部を支援します。

1 時間あたり 上限 4,000 円 (税込)
一事件 72 時間まで

一時保育支援

犯罪被害により就学前の子の保育が困難となった方に、一時保育費用の一部を支援します。

1 回あたり 上限 2,500 円 (税込)
一事件 10 回まで

転居支援

犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難になった方が、転居する場合の費用の一部を支援します。

1 回あたり 上限 200,000 円 (税込)
一事件 1 回 (条件付きで 2 回) まで

緊急避難場所の提供

一時的な避難場所としての住居の確保について支援します。
また、神奈川県の実施する緊急避難場所の提供を受けている場合、必要に応じて延泊2泊分を支援します。

これらの支援には、それぞれ必要な要件があります。
詳しくはお問い合わせください。

※これらの支援は、横須賀市犯罪被害者等基本条例が施行された令和4年4月1日以降に発生した、日本国内での犯罪被害が対象です。
※原則として、被害届が警察に受理されている案件が対象です。

犯罪被害者とそのご遺族、ご家族だけでなく、関係者の方々からのご相談にも対応します。支援事業の対象でない場合も、犯罪被害により生じる様々な問題について、必要な情報のご案内を行います。

カウンセリング支援

カウンセリングを受けた際の費用を支援します。

一事件 5 回 (最大 10 回) まで

法律相談

犯罪被害により生じる法律問題に対し、弁護士による法律相談を支援します。

一事件 1 回 (条件付きで 2 回) まで

